

## 三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会設置要綱

## (設置の目的)

第1条 三重県地球温暖化対策総合計画（以下「計画」という。）を着実に推進し、実効あるものとするため、県民、事業者、学識経験者、行政等で構成する「三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会の委員は、それぞれの専門的な見地・観点から、計画推進の取組について評価・検証を行うとともに、県に対する助言などを行う。

## (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女いずれかの委員の割合は十分の四を下回らないよう努めるものとする。

## (委員)

第4条 委員は、三重県知事が選任する。

2 委員の任期は原則3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
3 委員は、再任されることができる。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。  
3 委員長は、委員会を代表し、議事を進行する。  
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、これを主宰する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を要請し、その意見を聴くことができる。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、三重県環境生活部地球温暖化対策課において処理する。

## 附 則

この要綱は、令和3年9月9日から施行する。